

イギリスの議会オンブズマン

平松 毅

1 はじめに

イギリスは、北欧以外では、最初にスウェーデンをモデルとするオンブズマン制度を採用し、1967年4月から活動を開始したから、来年3月で40周年を迎えることになる。この間、我国にも、この制度を紹介した多くの研究があったが、ここ数十年の実態を報告したものは、あるのかもしれないが、見当らなかった。

イギリスは、オンブズマン制度を採用するに際して、主に、苦情数を抑制する見地から苦情の受理に議員の仲介を必要とするとか、苦情の内容を行政上の過誤に限定するとか、苦情の対象官庁を限定列挙するとか、北欧のオンブズマンにそれまで存在しなかった多くの制約を加えた。しかし、これらの制約は、今日、イギリス国内でも否定的に評価されている。しかし、これを改めることは、政府や議員の既得権を侵害することになるためか、難しいようである。

そのためか、イギリスでは、国民の苦情処理に対する需要に対応するために、議会オンブズマンを補完する多くの専門分野別オンブズマンを設置して、国民の需要に応えている¹⁾。

日本でも、オンブズマンを設置する自治体が増え、日本オンブズマン学会が設立されるなど、オンブズマンへの関心は高まっている。しかし、イギリス型

オンブズマンのパイオニアである議会オンブズマンの現状はどうなっているのか、どういう問題があり、それにどう対応しているのかについては、数十年前の調査はあるが、最近のものがないように思われたので、再度取り上げることにした。本稿は、実態調査ではなく、最近の文献及び年次報告書に基づく単なる紹介に過ぎないことをお断りする。

2 地位

議会オンブズマンは、総理大臣の推薦により、女王によって任命されるが、政府ではなく議会の職員である。オンブズマンは、大過なき限り、職を保持し、定年（65歳）前の退職は、両院の決議に基づいて、女王が認可したときのみ、行なわれる。ただし、心身の故障による退職は、両院の同意なくして行なうことができる²⁾。

3 管轄

オンブズマンの管轄に服する官庁は、中央省庁の行政機関のうち、法律の別表2に掲げられている機関だけであり、現在250程の機関が列挙されている。当初、自治体、病院、警察などが含まれていないことが批判されたが、これらは、現在それぞれ分野別に設置された独立のオンブズマンの管轄に服している。尚、行政機関であっても、諮問委員会及び審判所はその管轄に服しない。また、独立の機関（agency）としてではなく、政府との契約に基づいて職務を遂行している機関も、その管轄に服しない。現在問題となっているのは、教育委員会の管轄に服する義務教育諸学校が、地方オンブズマンの管轄に服しているのに、高等教育機関がどのオンブズマンの管轄にも服していないことが批判されている³⁾。更に、その管轄に服する機関であっても、別表3に掲げられている職務については、その管轄に服しない。その中でも特に批判にさらされているのが、以下に指摘する商取引と人事である。

(1) 商取引

行政機関による契約又は商取引に関する事項は、それらが土地の強制収用にかかるもの以外は、オンブズマンの管轄から除かれる。その理由は、オンブズマンが受理する苦情は、政府に対する市民からの苦情であるべきであって、財や役務の提供者からの苦情ではないことにある。更に、これらは統治事項ではないとか、取引は広い裁量を伴うとかの理由も加えられている。その結果、契約事項だとして却下される苦情が相当数に上っている。そこでオンブズマンは、手数料は商取引ではないとか、不動産の賃借料は管轄に含まれるとか、例外を限定する解釈をして凌いでいる。しかし、それでも、省庁間における秘密事項に関する通信は、調査することができるが、その通信に、ある業者を入札から除外するという情報が含まれている場合には商取引となり、管轄から除外されるという不自然な解釈になるとの指摘がある⁴⁾。

(2) 人事

公務に従事している公務員、軍人その他の人事に関する事項は、管轄から除外される。この結果、任命、解任、給与、懲戒、年金、昇進、異動に関する事項は、調査することができない。これに付随して、退職者及び任用予定者の苦情も除外される。これを正当化する理由としては、オンブズマンが扱うのは、政府と被治者との関係に関する苦情であり、雇用者としての国と被用者との関係ではないと説かれる。公務員任用前又は退職後の事項に関する苦情が調査できないことは、議会でも問題となった。しかし、退職年金に関する苦情は、年金オンブズマンが管轄しているし、任用に関する苦情は、公務員任用委員会（The Commission for Public Appointments）が管理していることもあり、オンブズマンは、管轄の拡大には関心を示していない⁵⁾。

(3) その他

イギリスの外交関係は、管轄から除かれるが、海外の領事館の活動は含まれる。そのほか、内務大臣の管轄に属する逃亡犯罪人引渡し、犯罪捜査、国の安

全に関する内務大臣の権限、旅券の発行、恩赦の権限などに関する苦情は、除かれる。また、民事、刑事の裁判、軍事法廷、国際法廷又は審判所に関する苦情は、訴訟を提起するか否かを含めて除外される。当初は、裁判所や審判所の職員による行政的権限の行使も除外されていたが、現在では、司法的権限の行使以外は管轄に含まれる。更に、国王による名誉、褒章、特権の付与は、特許状の付与も含めて、管轄に含まれない⁶⁾。

4 苦情受理における裁量

(1) 裁判所及び審判所で処理できる事件に対する裁量

オンブズマンは、裁判所又は審判所に救済を求めることができる苦情を、受理しない。この理由は、オンブズマン設立の目的が、法的権利を実現する代替手段を与えるためではなく、行政上の過誤に対して救済を与えるためであることからきている。しかし、そこには裁量の余地がある。苦情申立人が、裁判所又は審判所に救済を求めることが合理的に期待できないとオンブズマンが判断したときがそうである。唯一の救済手段が裁判しかないという場合は、それが身体傷害のように、明らかに裁判所の管轄であるという事件でない限り、受理するのが通常である。法的救済手段を利用するか否かについて疑念がある場合は、苦情申立人に有利に判断されることが多い。例えば、法的救済手段はあるが、救済によって受ける利益と比較して複雑な手続が必要であり、時間と費用がかかる場合がそうである⁷⁾。

(2) 苦情受理の裁量

苦情がオンブズマンの管轄に属する場合でも、それを調査の対象とするかどうかについて、オンブズマンには裁量権がある。また、調査の対象となる苦情は、苦情申立人が、苦情の対象となる事項を知ってから12ヶ月以内に議員に申立てられたものでなければならない。この期限は、知ってから適用されるので、対象となる事件そのものは、12ヶ月以前に発生したものであってもよい。ただし、オンブズマンは、期限を過ぎた苦情を調査するかどうかについても裁

量権がある。この裁量が行使されるのは、例えば、病気で苦情を申立てられなかったとか、他の救済手段によっては救済されなかった場合などである。一旦、苦情が期限内に議員に付託された場合には、議員はそれをいつでもオンブズマンに付託することができる⁸⁾。

(3) 行政上の過誤の解釈における裁量

a 過誤 (maladministration) の概念

オンブズマン法 (Parliamentary Commissioner for Administration Act 1967)⁹⁾ は、オンブズマンの任務は、列挙された官庁等による行政上の過誤の結果、不正を受けたと主張する者からの苦情の救済をすることと掲げる (第5条1項)。そこで、行政上の過誤とはなにか、不正とはなにかが問題となるが、法律では定義されていない。なぜなら、法律で定義することは、オンブズマンがその概念を実践において発展させることを妨げると考えられたためである。まず、行政上の過誤として共通に指摘されているのは、職務の遂行を、偏見、怠慢、不注意、不適格、不当、採証法則違反、恣意などにより、遂行することであるが、それが常に過誤となるわけではない。あるオンブズマンは、不合理な遅延がそれ自体行政上の過誤となるわけではないと指摘し、それが、行政機関の権限ではどうにもならない人手不足、予算逼迫などによる場合は、過誤ではないと主張した。他方、別の地方行政オンブズマンは、公営住宅に居住している障害者が、住宅の改造を求めたが、市は、財政的逼迫を理由に改造を認めず、他の適当な住宅を割り当てるために時間待ちをしていた事例で、これを行政上の過誤と認定した例がある¹⁰⁾。

b 過誤の概念の変遷

行政上の過誤の概念それ自体も変遷している。初代オンブズマンは、過誤とは、各部局において決定に至る方法に関する手続上の概念であり、その仕事は、政府の行政過程の審査であって、政府の行なった決定自体を再検討することではないと指摘した。しかし、10年後、別のオンブズマンは、過誤の概念は、

不正又は過酷な処分を審査することを妨げるものではないと主張した¹¹⁾。更に、1998年に、ヨーロッパ人権規約が国内法化されたので、行政機関は、その決定において人権規約に定められた権利を考慮に入れることが法的義務となったため、それを怠った場合にも過誤となりうることになった¹²⁾。

c 過誤の概念の拡大

他方、オンブズマンの権限を行政上の過誤の概念により制限することに対しては、他国のオンブズマンとのアンバランスを指摘して批判する声もある。例えば、ニュージーランドでは、不合理、不正、過酷若しくは不当に差別的又は誤った決定を批判することができるし、デンマークでは、誤った決定又は不合理な決定を批判することができるし、ノルウェーでは、不正及び明らかに不合理その他適正な行政実務に反する裁量的決定を審査することができることとされているからである¹³⁾。そこで、行政上の過誤は、不合理、不正又は過酷な処分に置き換えられるべきだとの主張もある。他方、過誤の概念は、運用においては、十分に柔軟であり、広い意味を含むことが理解されているとして、変更する必要はないとの意見、決定の是非と決定の方法の区別も常に明確であるわけではないから、オンブズマンは、方法の批判を通じて、決定の中身に限りなく接近することができるとの意見もある¹⁴⁾。しかし、公共医療オンブズマンの立法に際して、医療の虐待及び機能不全に関する苦情を調査することができるとの文言が入れられ、臨床判断に対する調査ができる旨の規定もおかれたので、議会オンブズマン及び地方行政オンブズマンの権限が、行政上の過誤に制限されていることは、オンブズマン間における整合性の問題を浮上させることになった¹⁵⁾。

d 裁判所による過誤の解釈

行政上の過誤の解釈に基づくオンブズマンの消極的介入が批判された例がある。それは、交通省により道路計画決定が行われたことにより自宅が開発抑制区域とされ、荒廃したとの苦情において、市理事会による補償の約束を取り付

けることなくして大臣が道路計画を承認したことは、行政上の過誤にあたりと主張した事件である。オンブズマンは、大臣には過誤は存在しないと結論した。この決定が裁判になった。裁判所は、オンブズマンが、補償の権限を有する市理事会の補償に対する消極的態度を考慮しなかった点で、オンブズマンの決定には、行政上の過誤の解釈に関して誤りがあると判決した。裁判所は、市理事会がオンブズマンの管轄に含まれないことは認めながらも、交通省は、荒廃した家屋を買い取る権限を有する市に、注意を促すべきであったかどうかを検討すべきであったと指摘したのである¹⁶⁾。

(4) 不正 (injustice) の解釈における裁量

行政上の過誤が認定されても、それだけでは、苦情は救済されない。苦情申立人は、行政上の過誤によって不正が生じたことを示さなければならない。不正は、財産上の損害にとどまらず、例えば、不公正又は不適正な行政によって生じたストレス又は不法を被った場合を含む広い概念である。

従って、行政上の過誤はあったが、不正はなかったという場合もありうる。例えば、決定には手続上の過誤があったが、結果はその過誤がなくても同じであったという場合或いは行政上の過誤があったためにより有利な処理をされたという場合がそうである。他方、行政上の過誤により、最終的な結論に変動はなくても、不正が生ずる場合がある。例えば、行政上の過誤により、私人が第三者による開発に抗議する機会が失われた場合、それは権利が失われたのであるから、不正である¹⁷⁾。

5 行政上の過誤及び不正に対するオンブズマンの権限

オンブズマン法第5条1項は、列挙された行政機関による行政上の過誤により不正を被ったと主張する者の苦情を受理すると定めているから、オンブズマンは、行政上の過誤なくして行なわれた決定の是非を取り上げることはできない。例えば、行政上の過誤を伴わない裁量的決定の是非を調査することはできない。そこでオンブズマンの機能は、決定が適正な手続に従って正当な方法で

行われたかどうかを調査することにある。その結果、決定に到達する方法に行政上の過誤が認められたとしても、オンブズマンができることは、正当な手続で新たな決定を行なうことを求めることができるに過ぎない。オンブズマンは、法の目的（policy）が適切に表現されていないとか、法の目的に矛盾があると批判することはできるが、法の目的そのものを問題とすることはできないから、法律条項に関する苦情も、制定法の解釈に関する紛争も、その権限外である。このため、行政上の過誤の概念は狭すぎるのではないかが問題となったが、オンブズマンは、不正又は過酷な処分は調査することができると解釈するなど、その概念は、広くかつ柔軟に解釈されているので、この概念がオンブズマンの救済権限を著しく制約することはないと思われており、オンブズマンもその改正を主張していない¹⁸⁾。

次に、不正の意味についてであるが、それは、財産的損失や損害よりも広く、ストレスや困惑も含むことができるから、財産的損失がなくても、行政上の過誤を認定した例は少なくない。例えば、給付金庁（The Benefit Agency）が、合理的な証拠もないのに、給付金詐欺の疑いで苦情申立人を尋問したとか、苦情処理のための正規の手続を経ずに苦情を処理し、その結果を正確に伝えなかった場合がそうである。

他方、行政上の過誤はあったが、不正はなかったという場合もある。例えば、移民国籍局は、政治的亡命の審査を著しく遅らせた。その間に、政治犯庇護のための新たな組織ができ、苦情申立人は、その組織による亡命の審査のためイギリスに滞在することが認められることになった。オンブズマンは、遅延による不正は、遅延の結果得られた利益以上のものではないと認めた¹⁹⁾。

6 苦情処理手続

苦情は、文書で、国会議員に対してなされなければならない。イギリスでは、オンブズマンへのアクセスは、議員（庶民院）に付託することによってのみすることができる。アクセスを制限した目的は、オンブズマンが苦情によって機能不全に陥らないようにするためであった。しかし、苦情数は、当初予定

していた6千乃至7千に対して、高々2千にとどまっている。そこで国民がオンブズマンに直接アクセスできるようにすべきだとの提案が内閣の調査委員会や議院の特別委員会からもなされているが、他方、別の調査によると、議員の過半数は、現在の制度を維持することに賛成している。

苦情を有する個人又は団体は、自身で苦情を申立てることができない特別の事情がある場合を除き、自身で苦情を申立てなければならない（6条2項）。オンブズマンに調査を委託するのは、苦情申立人ではなく、議員であるが、苦情の調査を委託するに際しては、苦情申立人の同意が必要である（5条1項）。議員から苦情が付託された場合、オンブズマンは、次の4段階の審査を行なう。第一に、苦情が、法律の別表第2に掲げられた行政機関に関するもので、別表第3に掲げられた除外事項に該当しないか。第二に、苦情は、イギリスに居住もしくは滞在しているか、又は滞在している間に生じた事件に関連しているか。第三に、苦情が、行政上の過誤であるとの証拠があるか、過誤が個人に不正をもたらしたか。第四に、オンブズマンの介入によってそれに相当する救済を与える見込があるか否かを審査する。その他、行政審判所への不服申立ができるか、行政上の行為であるか、苦情申立ての期限を越えていないかなども付随的に審査される²⁰⁾。

これらの要件を充たした苦情であっても、それらのすべてが調査の対象となるのではない。関係省庁に照会するだけで、これらの苦情の多く（約40%）は、解決されている。

残余の苦情に対しては調査が開始され、苦情の趣旨が関係省庁及び紹介した議員に送付されるが、この段階で、事件が終結するものも少なくない。これらの場合、正式の報告書が作成されないが、合意した解決に関する簡単な説明書が、紹介した議員及び関係省庁に送付される。

その結果、苦情の約10%に対して、正式の調査が行われるのが、通常である。調査は、非公式に行なわれる（7条2項）。苦情の申立て及び調査の対象となった者が、弁護士などの代理人を任命することも認められている。また、それらの者が旅費などを支出した場合、オンブズマンは、調査に伴う出費を弁

償する権限を有する。更に、代理人を任命した場合にも、合理的な費用を弁償することができる。実際には、面談は、自宅又は職場で行なわれることが多いため、費用弁償する機会は多くない²¹⁾。

イギリスのオンブズマンは、職権で調査をすることはできないし、議員も苦情に基づかないで、職権で調査を促すことはできない。最近の調査によると、職権で活動できないオンブズマンを有する国は、イギリス、フランス、ドイツ連邦議会の請願委員会、リヒテンシュタイン及びチューリッヒ市だけである²²⁾。

オンブズマンは、調査のために、必要な情報提供、文書の提出などを求める権限を有する。証人に対しては、宣誓をさせた上で証言を求める権限も有する。公務員も、情報の開示に制限を受けず、オンブズマンに対しては守秘義務を負わない（8条）。これらの調査権限を法的に担保するために、オンブズマンは、調査に対する妨害、不作為又は作為が、法廷侮辱に該当すると認定する権限を有する（9条）。

ただし、これらの権限行使にも限界がある。第一に、法廷においても強制することができない証言を行わせ、又は文書の提出を強制することはできない。第二に、閣議又は内閣の委員会の審議に関する情報の開示を強制することはできない。この場合、官房長官は、総理大臣の承認を得て、情報が閣議に関するものであることの確認をすることができる。加えて、オンブズマンはあらゆる文書を閲覧することはできるが、大臣は、開示が国の安全又は公益を害することを理由に、オンブズマンに開示しないように指示することができる（11条3項）。

各省庁に調査官を派遣してファイルを調べ、必要に応じて関係公務員と面接する正式の調査には、多くの時間を要する。このような正式の調査は、ロールスロイス規格と称されている。これに対しては、単純な事件には、電話による照会だけで、決定を変更させ、苦情の救済を促すことができるのでないかとの批判が行なわれ、その結果、単純な事件に対しては、より柔軟な調査が行なわれるようになった。

調査が終了すると、オンブズマンは、調査報告書の写しを、調査を委託した

議員、関係する官庁の長及び苦情の対象となった行為を行った公務員に送付する。苦情申立人には直接送付されないが、議員には2通送られるので、議員は、その1通を苦情申立人に送付することができる。この報告書を公表するかどうかは、議員の判断に委ねられている。ある議員は報道機関に通知するが、他の議員は何もしない。関係する地方紙だけに通知する議員もあるなど、統一性は図られていない²³⁾。

7 救済措置

オンブズマンの権限は、関係機関に適切な措置をとるよう勧告することだけである。関係省庁が、解決策を用意していない場合には、交渉する必要があるが、合意できない場合には、議会に特別報告書を提出することもできる。救済方法には、謝罪、補償、手続の再審理などがある。

まず、行政上の過誤の結果、財産上の損失が生じた場合、オンブズマンが補償を勧告する目的は、苦情申立人を、過誤が生じなかった以前の状態に回復することにある。例えば、苦情申立人が、労災保険による廃失給付を受ける資格があるのに、給付金庁の過誤により給付されなかったときは、2万ポンドの給付に加えて、4千5百ポンドの利息が支払われた。

ただ、財産的損失が生じなかった場合でも、オンブズマンは、苦情の申立てのために強いられた苦痛、費用、不自由に対する補償を勧告することができる。このための慰謝料は、通常50から200ポンドである。

また、調査の結果、苦情を申立てた市民以外の市民も、行政上の過誤による影響を受けたことが判明した場合には、補償の勧告を、それらの市民にも適用することが求められる。例えば、社会保障省は、高度障害給付金支払遅延に対して補償の勧告を受けた。その際、400人以上が同様の状態にあることが判明し、再審理した例がある²⁴⁾。

8 具体的事例

以下は、Mary Senevirantne の著書及び2005乃至6年の年次報告書に引用さ

れている事例の中から、幾つかを選んで紹介することにする。

- (1) Barlow Clowes 投資グループに投資した投資家が、1988年、その倒産によって損害を被ったが、この損害は、この投資グループに対する通商産業省の規制方法に行政上の過誤があったために生じたと主張した。その規制とは、免許を与える同省の権限に関するものであった。オンブズマンは、1989年に報告書を提出し、免許を与えるか否かの決定は、決定の中身の問題なので、この問題を取り上げることはできないことを承認した上で、決定に到達する過程において、5つの重要な行政上の過誤が発見され、これが投資家に対する損害をひきおこす実質的な要因となっていると認定した上で、同省は、Barlow Clowes の活動を、より厳密に監視することができたし、免許を取消すこともできたと結論した。これに対して政府は、同省の規制は、合理的な基準に合致しているし、誰が規制者になっても投資家の資金の安全性を保障することはできないであろう。苦情申立人が当該省庁と直接の関係を有しない事件を、オンブズマンは調査の対象とすべきでないと信ずると反論した。にも拘らず、政府は、Barlow Clowes の倒産によって損害を受けたすべての投資家に見舞金を給付したが、それはオンブズマンの調査から生じた最大の金銭的救済となった²⁵⁾。
- (2) 1990年代におけるオンブズマンによる調査のうち最大のものは、交通省が1990年から94年にかけて計画していた英仏海峡トンネル連絡路線 (The Channel tunnel rail link) 計画決定によって生じた財産の荒廃に関する苦情であった。省の政策目的を調査することはオンブズマンの権限外であったが、政策の遂行には、計画を生かし続けることも含まれるから、資金の手当てができない場合であっても、計画の不確実性による荒廃をもたらしたことは、行政上の過誤であるとし、1990年6月から1994年4月にかけて生じた極度の荒廃に対しては、財政的救済を与えるべきだと勧告した。政府は、見舞金の支払いにも消極的であったので、オンブズマンは、議会に特別報告を提出した。政府は、行政上の過誤も過失責任も受け入れなかったが、オンブズマンと特別委員会に対する謙譲から、補償計画を検討する

こととした。この検討は、1997年に次の労働党内閣でも確認された²⁶⁾。

- (3) Aは、内務省移民国籍局にある移民国籍案内所による不正確な情報により、財産上の損失を受けたとして苦情を申立てた。2003年8月19日A夫人は、イギリス高等弁務官（イギリス連邦における大使に相当する職）により、配偶者としてイギリスに入国するための人物証明を与えられた。ビザは2年間有効で、A夫人は同年9月5日にイギリスに入国した。その際、移民国籍局から、永住許可を得るには、配偶者は、イギリスに2年間滞在しなければならないとの助言を受けた。2005年3月Aは、数回、移民国籍法案内所に、自分の妻は、何時、永住許可の申請をすることができるのかと尋ねるために電話した。夫人が入国した日付を聞かれなかったから、彼の得た情報は、夫人の入国日付を知らないでなされた助言であり、不正確であった。Aは、自分の妻が、8月までは永住許可を申請することができないことを知ることなく、7月29日に外国旅行することを計画した。自分に教示された日付が不正確であることを発見したAは、移民国籍法案内所に苦情を申立てた。案内所では、Aにどんな情報が与えられたのかを確認しようとしたが、Aとの電話記録にアクセスすることが技術的にできなかったのでできなかった。苦情の申立てを受けた議員は、Aに、7月終りに旅行するためには、ビザの短期間の延期を申請し、同時に、移民国籍局苦情相談所に苦情を申立てることができる旨を示唆した。同相談所は、電話記録を聴取した後に、不正確な助言は、Aが妻の入国日を係官に告げなかったことに原因があるとして、Aの苦情を退けた。その間Aの妻は、短期間の延長許可を得て、海外旅行し、帰国後永住許可を申請した。しかし、Aは、このためにこれまで郵便料金335ポンドを含む835ポンドを支払ったとしてその償還を求めた。オンブズマンは、電話の係官は関連するすべての情報を収集することが期待されているのに、それをしなかったと認定した。更にAの苦情を調査した係官は、実効性ある質問をするということを検討しなかったとし、もし、移民国籍局がそうしていたならば、Aの苦情はより迅速に解決されていたであろうと判断した。移民国籍局は、

A夫妻に335ポンドの郵便費用を償還し、A夫妻の精神的苦痛に対して謝罪し、慰謝料として50ポンド支払うことに合意した²⁷⁾。

(4) 2004年12月にBは、憲法省の司法担当課に、財産に関する訴訟審理における裁判官の行動に関して苦情を申立てた。Bの主張によると、裁判官は、Bが法廷で主張していた弁論の一部を中止させるために、立ち上がり、懲罰的費用を課すと脅し、圧力をかけた。司法担当課は、2005年2月、Bに書簡で、課の調査には限界がある旨及び裁判官が不当な行動をとったと結論するに足る証拠はないと説明した。Bは、これに満足せず、再び苦情を申立てた。司法担当課は、再度裁判官と接触し、コメントを求めた後、裁判官の行動には何の問題もないと回答した。2005年4月Bは、納得できないとして、録音テープを聴取するように主張した。彼らは録音テープを聴取したが、裁判官が不当に行動したことを示唆するものは何もなかった。Bは、テープを自分に提供するように求めたが、彼らは、テープは裁判所の財産なので、直接裁判所に請求するように助言した。そこで、Bは、オンブズマンに、司法担当課の行動について苦情を申立てた。しかし、オンブズマンは、裁判官の行動を調査することは、管轄外なのでできない。しかし、司法担当課を調査した結果、同課は、適切な調査を行なったと認められるとして、Bの苦情を支持しなかった²⁸⁾。

(5) Cは、聾者で、会話は手話を使用していた。聾者を保護する団体である“Sign it”は、Cを代理して、障害及び介護局が、Cが16歳に達した1999年及び2001年に、Cに対して障害者住宅手当の更新を拒否した処分に対する苦情を申立てた。その結果Cは、1999年から“Sign it”が関与した2003年まで、障害者住宅手当を受領していないことがわかった。手話を利用している多くの聾者と同様、Cは、読むことが困難であった。申請に対する決定と情報は本人に届いていたが、Cは、読むことも理解することもできず、決定に対して不服申立しなかった。オンブズマンが調査した結果、判定した係官には、Cがまだ教育期間中であること、母国語として手話を利用している事実を考慮しなかったことに過失があると認め、Cに、この間

の障害者住宅手当として9500ポンド及び利息、更に慰謝料として250ポンドを支払うこととし、同時に、同様の状態にある人がいないかどうかを調査することにした²⁹⁾。

(6) スペインに居住しているDは、オンブズマンに、自己の母国語であるスペイン語で、年金局はイギリスの年金を小切手で送ってくるので、使用できないとして苦情を申立て、このことは何度も伝えたのに改められないと主張した。調査の結果、Dは、2002年以降年金を受領していなかった。なぜ、現金化しなかったのかは不明であるが、Dは、2003年中に何度か抗議の手紙を書き、これに対して年金局は、2度英語で、この小切手を銀行へ持参すれば銀行口座に入金できるし、必要ならば郵便為替で送ることもできると返事していた。小切手は現金化されず、Dが、サインが必要な文書を返送しないので、2006年8月に送金を中止したと弁明した。オンブズマンは、年金局がDのすべての手紙に返事をしたのではないことを認定し、年金局は、Dにスペイン語で返事をすべきであったと指摘した。この結果、年金局は、Dの年金を復活し、2002年以降の未払金を支払うことに合意し、Dに謝罪することとした³⁰⁾。

(7) 1986年から交通省と州理事会が進めていたバイパス道路建設の予定地にEの住宅が建っていた。Eは、住宅の事前収用を求めたが、州理事会は拒否した。Eは、バイパスの予定が立てられたことにより、Eの事業の運転資金を得る担保としていた住宅の財産的価値が減少し、これにより、Eの事業は、厳しい財政難に陥った。1996年6月、道路計画は廃止された。Eは、住宅を処分することができるようになったが、その値段は、その間に生じた負債を清算するだけで精一杯であった。その結果、Eは、ストレスと不安により健康を害した。地方行政オンブズマンは、理事会の行動を調査し、判断が適正に行なわれておれば、財産の収用を拒否することはできなかった筈だと結論した。議会オンブズマンは、省の行動を調査し、道路計画により、著しい影響を受けてはいたが、技術的には荒廃していなかった住宅を収用する理事会の権限について、明確なガイドラインを発するべ

きであったと述べた。オンブズマンは、Eが陥った困難に対して、両当事者は、同等な責任を負わなければならないと勧告し、それぞれ10万ポンドづつを支払うべきだと述べた。交通省も州理事会も、補償を与えることに合意した³¹⁾。

9 おわりに

イギリスのオンブズマンの機能を制約している多くの障害が、各国オンブズマンの活動の実態から判断しても、意味のないものであることについては、共通の認識ができつつあるように思われる。最後に、それらの問題となっている障害を列挙すると、

- a オンブズマンの管轄をすべての行政機関ではなく、列挙された機関に限定していること。
- b 苦情は、議員の仲介がなければ、申立てることができないこと。ただ、直接申立てた場合には、オンブズマンから適当な議員に付託されるので、事実上は、それほど大きな障害になってはいない可能性がある。
- c オンブズマンの権限が、行政上の過誤に基づく不正に限られていること。
- d 管轄に服する機関であっても、別表3に掲げられている職務、例えば、官庁の商取引とか人事は、その管轄に服さないこと。

である。もちろん、それらの障害については、それぞれ障害を事実上減少させる試みが行なわれており、その障害は、見かけほど大きなものではない。

ただ、上に紹介した苦情の内容を見ると、いずれも行政機関における些細な過誤が諸々の事情により増幅されたものであり、中央に上がってきた苦情がこの程度のものにとどまっていることは、むしろ、イギリスが成熟した文明社会であり、内部における苦情処理手続が機能していることを証明するもののように思われる。イギリスのオンブズマンには、幾つかの改善の余地があるとしても、これらの例から、オンブズマンは、存在するだけで、行政に非常の多くのインパクトを与えていることを、読み取ることができる。

- 1) 平松「イギリスの専門分野別公的オンブズマン」季刊行政相談116号（平成20年2月刊）
参照
- 2) Mary Senevirantne, “Ombudsmen—Public Services and Administrative Justice”,
Butterworths 2002 p.102
- 3) Ibid., pp.104-105
- 4) Ibid., pp.107-108
- 5) Ibid., pp.109-110
- 6) Ibid., pp.111-112
- 7) Ibid., p.113
- 8) Ibid., p.114
- 9) この法律の条文は、Kamel Hossain, Leonard F.M.Besselink, Haile Selassie Gebre Selassie
and Edmond Völker (Eds.), “Human Rights Commissioners and Ombudsman Offices—
National Experiences throughout the World”, Kluwer Law International, 2000 PP.680-689
参照。
- 10) Mary Senevirantne, op cit., p.42
- 11) Ibid., p.43
- 12) Ibid., p.44
- 13) Ibid., p.45
- 14) Ibid., p.46
- 15) Ibid., p.47
- 16) Ibid., p.49
- 17) Ibid., p.51
- 18) Ibid., p.116
- 19) Ibid., pp.117-118
- 20) Ibid., pp.128-129
- 21) Ibid., p.129
- 22) Ibid., p.126
- 23) Ibid., p.120
- 24) Ibid., pp.134-135
- 25) Ibid., p.138
- 26) Ibid., p.139
- 27) Parliamentary and Health Service, Annual Report 2005-2006—Making a difference,
Published by TSO (The Stationery Office), p.12
- 28) Ibid., p.13
- 29) Ibid., p.20
- 30) Ibid., p.21
- 31) Ibid., p.22